

河内長野市新学校給食センター整備運営事業

事業者選定基準

令和6年4月

(令和6年5月27日修正)

河内長野市

— 目 次 —

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
2.1. 事業者選定方式	1
2.2. 事業者選定方法	1
2.3. 事業者選定の体制	1
3. 選定の手順	2
3.1. 参加資格審査（第一次審査）	3
3.2. 提案内容審査（第二次審査）	3
3.2.1. 提案資料の確認	3
3.2.2. 見積価格の確認	3
3.2.3. 必須項目審査	3
3.2.4. 加点項目審査	3
3.2.5. 総合評価点	8
4. 優先交渉権者の決定	9
4.1. 優先交渉権者の決定	9
4.2. 結果及び評価の公表	9
4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置	9

1. 本書の位置づけ

河内長野市新学校給食センター整備運営事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）は、河内長野市（以下「市」という。）が、河内長野市新学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたって、プロポーザル参加者へ公表する募集要項と一体のものである。

事業者選定基準は、事業者を決定するにあたって、最も優れた提案を行ったプロポーザル参加者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するための方法及び評価項目等を示し、プロポーザル参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2. 事業者選定の概要

2.1. 事業者選定方式

本事業では、設計・建設、開業準備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的な業務の提供を求めることから、事業者の選定にあたっては、民間のノウハウ並びに創意工夫を総合的に評価することが必要である。したがって、事業者の選定方法は「公募型プロポーザル方式」により行うものとする。

2.2. 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として参加資格審査、第二次審査として提案内容審査（見積価格の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価点の算定）を行う。なお、参加資格審査は、提案内容審査の対象となるプロポーザル参加者を選定するために行うのみ行うこととし、参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

2.3. 事業者選定の体制

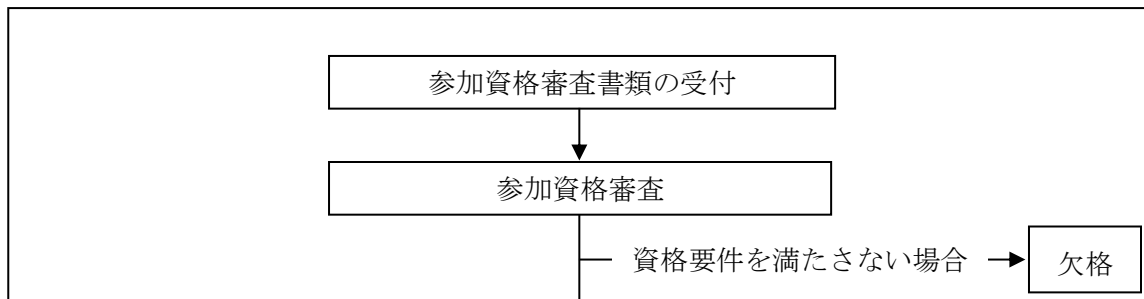
審査にあたっては、市が設置した河内長野市新学校給食センター整備運営事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、事業者選定基準に関する審議並びにプロポーザル参加者より提出された提案書の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定審査会における審査は非公開とする。

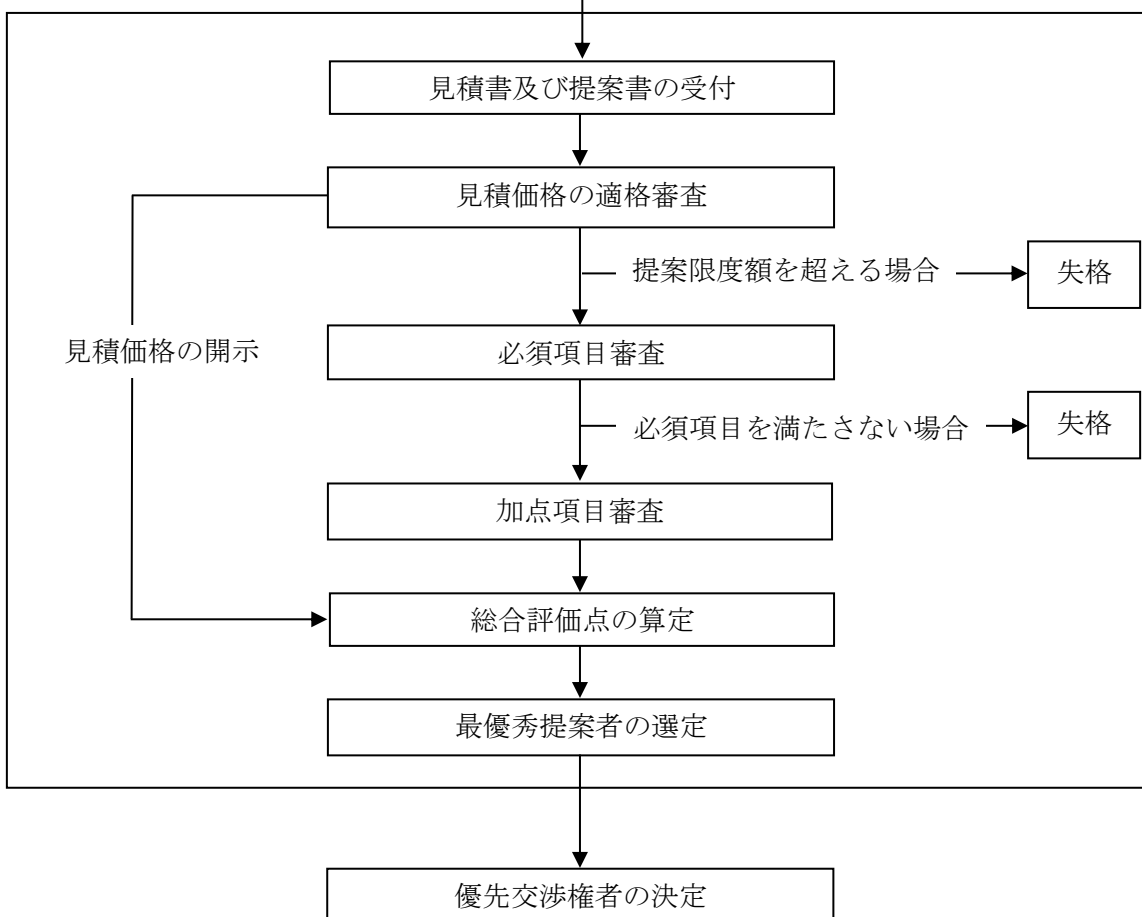
3. 選定の手順

選定の手順は、次のとおりとする。

(1) 参加資格審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



3.1. 参加資格審査（第一次審査）

参加資格の審査では、プロポーザル参加者の備えるべき参加資格要件（募集要項に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（参加資格がない）とする。

3.2. 提案内容審査（第二次審査）

3.2.1. 提案資料の確認

提出された提案書を確認し、様式集に記載した提出書類がすべて揃っていることを確認する。提案書に不備がある場合は、失格とする。

3.2.2. 見積価格の確認

市は、見積書に記載された見積価格が提案限度額を超えていないことを確認する。見積価格が提案限度額を超える場合は、失格とする。

3.2.3. 必須項目審査

プロポーザル参加者の提出した提案書の内容が、市が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する。

提案内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。

必須項目審査は以下のとおりとする。

ア 要求水準書の要求水準が未達でないこと。

イ 募集要項に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

3.2.4. 加点項目審査

提案書のうち、市が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて評価点を付与する。

評価点は、全体で 1,000 点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

(1) 加点項目審査の評価基準

a) 事業計画に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
a) 事業計画に関する提案 (90 点)	①事業実施方針、実施体制 ・本事業における基本理念の実現のための事業実施方針について優れた提案がなされているか。 ・上記の事業実施方針を具現化するため、必要人員の確保等を含め、事業期間全体にわたる実施体制について優れた提案がなされているか。 ・各業務の品質確保に資する体制、品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・安全で衛生的な施設の整備・維持管理・運営等、本事業の基本理念に即した優れた提案がなされているか。 ・特に維持管理・運営期間における設計・建設企業の保守管理等への協力について優れた提案がなされているか。	50	様式 32-1
	②リスク管理の方針 ・工事に係る資材等の価格高騰や人材不足、供用開始の遅延、事業性の悪化など本事業に付随するリスク分析について優れた提案がなされているか。 ・リスクを顕在化させない仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・リスクが顕在化した場合の対応策について優れた提案がなされているか。 ・いずれかの構成員の業務遂行が困難となった際の対応策について優れた提案がなされているか。	40	様式 32-2
	(計)	90	

b) 設計・建設に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
b) 設計・建設に関する提案 (180 点)	①配置計画・外部動線 ・配置計画・動線計画において安全性・防災性・機能性に配慮した優れた提案がなされているか。 ・学校給食の持続可能で効率的な給食運営の実現のため、配置計画・動線計画において、建物や配送車等の騒音や臭気、プライバシーの確保、交通安全等、近隣及び周辺施設に配慮したハード面での優れた提案がなされているか。	50	様式 33-1
	②内部計画 ・安全で安心・安定な学校給食の実現のため、給食エリアのゾーニング、配置計画、動線計画について、安全衛生や機能性及び作業環境等の観点から優れた提案がなされているか。 ・学校給食の持続可能で効率的な給食運営の実現のため、諸室の配置計画や設備計画、内外装計画等において、騒音、臭気、プライバシーの確保等、近隣及び周辺施設に配慮した優れた提案がなされているか。	50	様式 33-2

評価項目	評価内容	配点	様式
	・温熱環境等、施設整備の観点から従業員の労働環境の向上について優れた提案がなされているか。 ・事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できる設備計画等について優れた提案がなされているか。 ・全員給食による中学校給食の実施、安全で安心・安定な学校給食、学校運営・学校環境への影響の軽減を実現するため、導入する調理設備等について優れた提案がなされているか。		
	③施工計画 ・工事期間中における安全確保（周辺住民、工事関係者とも）や工程管理のほか、施工時の品質管理を適切に行うための具体的、かつ優れた提案がされているか。 ・騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事に伴う近隣及び周辺施設の利用者への影響を最小限に抑えるための工夫について優れた提案がなされているか。 ・施工計画、工程計画が適切であり、実効性のある施設整備スケジュールについて、優れた提案がなされているか。	40	様式 33-3
	④地球環境・ライフサイクルコストへの配慮 ・学校給食の持続可能で効率的な給食運営の実現のため、省エネルギー、高効率機器の採用など、光熱水費の低減について優れた提案がなされているか。 ・エコマテリアルの採用、省資源化など、環境負荷の低減について優れた提案がなされているか。 ・ライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化について優れた提案がなされているか。 ・建築設備及び調理設備に関する計画は、将来における機器更新や修繕について配慮した優れた提案がなされているか。	40	様式 33-4
	(計)	180	

c) 開業準備に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
c) 開業準備に関する提案 (30点)	①円滑な供用開始に配慮した開業準備 ・各業務間の連携や市との連携を含め、供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について優れた提案がなされているか。	30	様式 34-1 34-2
	(計)	30	

d) 維持管理に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
d) 維持管理に関する提案 (80点)	①修繕計画 ・予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について優れた提案がなされているか。 ・維持管理コストの低減や調理設備の長寿命化について優	30	様式 35-1 35-2

評価項目	評価内容	配点	様式
	れた提案がなされているか。		
	②地球環境負荷の低減への配慮（運營業務からの観点を含む） ・学校給食の持続可能で効率的な給食運営の実現のため、維持管理業務及び運營業務の観点から、光熱水費の削減、省エネルギー、省資源化など、ライフサイクルコストや環境負荷低減を図るエネルギーマネジメント等の方策及び検証方法とその実効性について、優れた提案がなされているか。	50	様式 35-3
	(計)	80	

e) 運営に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
e) 運営に関する提案 (270 点)	①質の高い給食の安定的な提供 ・全員給食による中学校給食の実施、安全で安心・安定な学校給食、学校運営・学校環境への影響の軽減を実現し、多様な献立に対応できる体制や方策について優れた提案がなされているか。 ・質の高い給食を安定的に提供するための工夫や、食べ残し抑制への方策について優れた提案がなされているか。 ・事業期間中の提供食数減少へ柔軟に対応できる体制や方策について優れた提案がなされているか。	50	様式 36-1
	②安全衛生 ・安全で安心・安定な学校給食の実現のため、調理業務において食中毒事故及び異物混入の防止を高水準で管理するための優れた提案がなされているか。 ・安全衛生の観点から定められた基準を満たす適温での給食提供が確実に行為れるための優れた提案がなされているか。 ・安全衛生を確保するための従業員の教育について優れた提案がなされているか。 ・特にノロウイルスや O-157 による食中毒、新型コロナウイルス感染症をはじめとする新興感染症に関しては、その発生を未然に防ぐための優れた提案がなされているか。	50	様式 36-2
	③食物アレルギー対応 ・安全で安心・安定な学校給食の実現のため、アレルギー対応食をおいしく、かつ衛生的、安全確実に調理するための体制や方策について優れた提案がなされているか。 ・除去すべき食材の混入の防止を高水準で管理するための優れた提案がなされているか。	40	様式 36-3
	④配送・回収 ・調理後 2 時間以内喫食が可能な配送計画について、効率が良く優れた提案がなされているか。 ・交通渋滞や交通事故等に備え、実効性のある具体的な対策について優れた提案がなされているか。	40	様式 36-4 36-5

評価項目	評価内容	配点	様式
	・誤配等を防止するための優れた提案がなされているか。 ・安全・衛生の確保について優れた提案がなされているか。		
	⑤従業員の労働環境 ・通勤時を含む従業員の労働安全衛生上の問題を未然に防ぐ仕組みについて、優れた提案がなされているか。 ・従業員の人材育成（研修制度等）やモチベーションの維持・向上（福利厚生やキャリアアップ、安定雇用等）につながる優れた提案がなされているか。	30	様式 36-6
	⑥食育支援 ・食育の推進の実現のため、本事業の基本理念等に即した優れた提案がなされているか。 ・対象者にとって魅力ある優れた提案がなされているか。	30	様式 36-7
	⑦周辺環境への配慮 ・学校給食の持続可能で効率的な給食運営の実現のため、騒音、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他運営業務に伴う近隣及び周辺施設の利用者への影響を最小限に抑えるためのソフト面での工夫について優れた提案がなされているか。	30	様式 36-8
	(計)	270	

f) その他に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
f) その他に関する提案 (50 点)	①地域への貢献 ・積極的な市民の雇用による地域社会への貢献について優れた提案がなされているか。 ・市内事業者のさらなる活用やモニタリングの方策について、優れた提案がなされているか。 ・その他、地域社会・経済への貢献について優れた提案がなされているか。	20	様式 37-1
	②市内事業者への発注 ・市内事業者への発注額はどの程度か（下式による評価）。 $\text{評価点} = 10 \text{ 点} \times (\text{プロポーザル参加者の市内事業者への発注額} / \text{プロポーザル参加者のうちの市内事業者への最高発注額})$	10	様式 37-2
	③付帯事業 ・事業者独自の付帯事業の提案があり、かつ地域の活性化に寄与する優れた提案がなされているか。	20	様式 37-3
	(計)	50	

g) 価格に関する提案

評価項目	評価内容	配点	様式
g) 価格に関する提案 (300 点)	①市の財政支出の削減 ・市の財政支出はどの程度削減されるか（下式による評価）。 評価点＝300 点×（プロポーザル参加者のうちの最低見積価格／プロポーザル参加者の見積価格）	300	様式 39
	(計)	300	

(2) 採点の基準

a) ～f) については、評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により評価点を付与する。

	評価内容	採点レート
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている提案内容	当該項目の配点×100%
B	AとCの中間の提案内容	当該項目の配点×80%
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている提案内容	当該項目の配点×60%
D	CとEの中間の提案内容	当該項目の配点×30%
E	要求水準書の記載を超えない提案内容	当該項目の配点×0%

3.2.5. 総合評価点

選定審査会は、算定した評価点の合計（総合評価点）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

4. 優先交渉権者の決定

4.1. 優先交渉権者の決定

市は、参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価点が同点のとき）は、a) ～ f) の評価点の合計点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、a) ～ f) の評価点の合計点も同点の場合は、a) ～ f) のうち配点が 40 点以上の審査項目における評価点の合計が高い者を優先交渉権者とする。

4.2. 結果及び評価の公表

市は、選定審査会における審査結果を取りまとめて、各プロポーザル参加者の代表企業に書面にて通知後、市のホームページ等で公表する。なお、当該公表では、事業者選定基準に定める加点項目審査に係る各審査項目において各プロポーザル参加者が獲得した得点も公表する予定である。

4.3. 優先交渉権者を決定しない場合の措置

プロポーザル参加者の募集、提案書の受付期限において、最終的にプロポーザル参加者がいない場合には、最優秀提案者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、プロポーザル参加者が 1 者であった場合も参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（総合評価点が 1,000 点中 600 点未満の場合）は、本プロポーザルは成立しないものとする。